

システム開発プロジェクトの進捗状況及び今後の予定

2022年7月28日

特許庁PMO



1. システム開発プロジェクトの進捗状況及び今後の予定の全体像

2021年9月以降に実施のプロジェクト

- 第31回特許庁情報システムに関する技術検証委員会（2021年9月開催）以降、7のプロジェクトを実施。
前回の委員会以降、現在までにサービスを開始したプロジェクト：①、④
- プロジェクト①～⑦について、進捗状況を次ページ以降に示す。

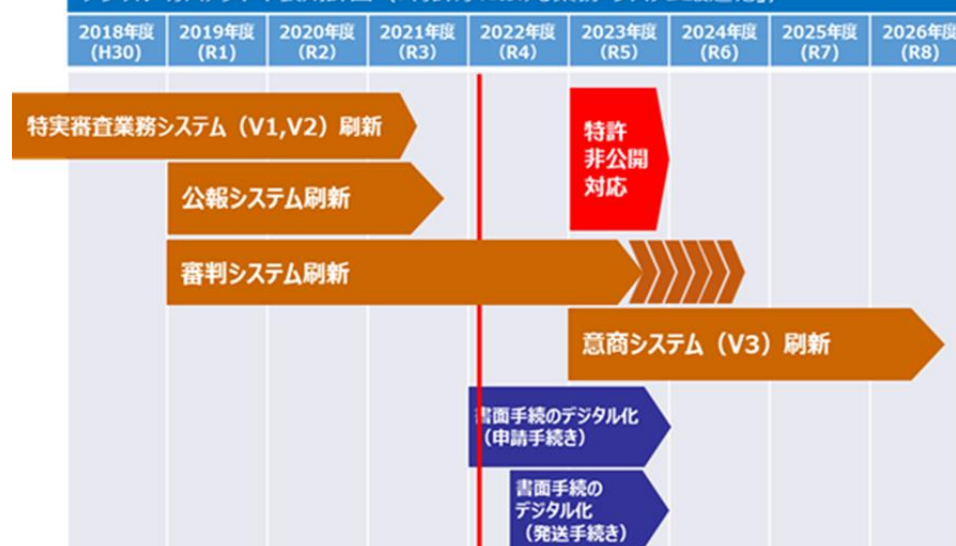
システム構造の見直し

①四法公報システム刷新プロジェクト	サービス開始
②審判システム刷新プロジェクト	開発段階
③意商（V3）システム刷新プロジェクト	調達段階

優先すべき政策事項のシステム対応

④分類・検索キー改正の最適化プロジェクト	サービス開始
⑤書面手続のデジタル化プロジェクト	開発段階
⑥発送手続のデジタル化プロジェクト	企画段階
⑦特許出願の非公開制度プロジェクト	準備段階

デジタル・ガバメント中長期計画（「特許庁における業務・システム最適化」）



2. ①四法公報システム刷新プロジェクト

サービス開始

- 四法公報システムについて、「特許庁アーキテクチャ標準仕様書」に従い、システム構造の簡素化（システム構造の定型化）及び共有データベースの構築（データの集中化）を実現することにより、常に最新の情報取得を可能とし、環境変化に可能な限り迅速・柔軟・低コストに対応できるシステムへの刷新を完了した。
- これにより、公報発行に要する期間の短縮（例：特許公報の発行に要する期間を「設定登録から原則3週間」から「設定登録から10日以内」に短縮）、公報業務に対するシステム支援の充実等を実現した。

<2021年9月以降の進捗状況>

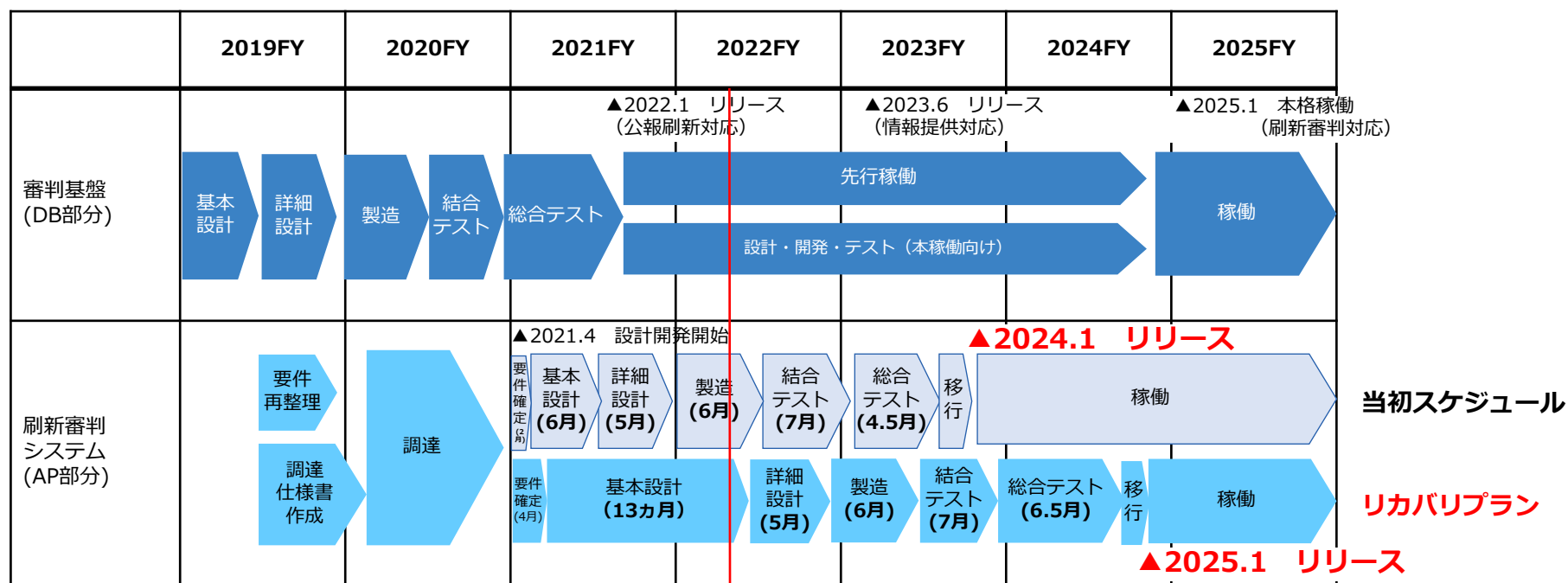
総合テストを実施し、システム開発を完了。

2022年1月よりサービス開始し、安定稼働中。

2. ②審判システム刷新プロジェクト

開発段階

- 審判業務に係るシステムについて、「特許庁アーキテクチャ標準仕様書」に従ったシステム構造の簡素化を実現するため、業務アプリケーションの刷新及び審判基盤（DB部分）の構築を行う。
- 2022年7月にリリース時期の延期（2024年12月末）を含むリカバリプランを策定。



< 2021年9月以降の進捗状況 >

基盤： 総合テストを完了し、システム開発を完了。

2022年1月よりサービス開始し、安定稼働しており、本稼働向けに設計を実施中。

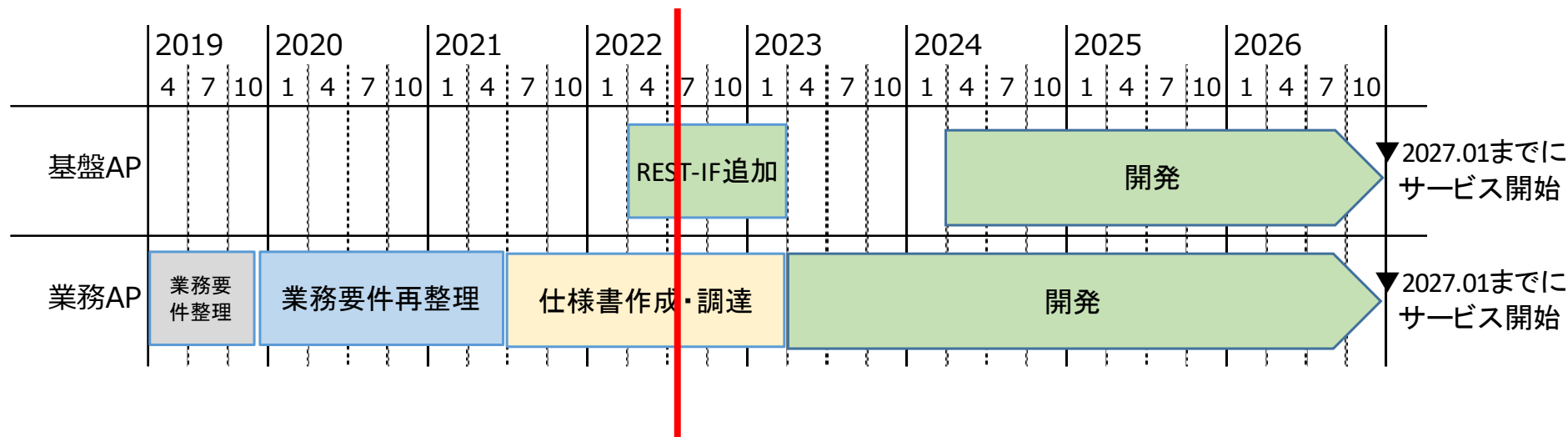
業務： リカバリプランに基づき、8月末までに基本設計を完了すべく実施中。

刷新審判：当初スケジュールから
準備工程・基本設計工程が遅延

2. ③意商（V3）システム刷新プロジェクト

調達段階

- データ形式やシステム構造が特異な意匠・商標系システムについて、「特許庁アーキテクチャ標準仕様書」に従ったシステム構造の定型化及びデータの集中化を実現することにより、システムの保守性を向上させる。
- 開発規模を抑制するため、システム化範囲及び業務要件の再精査、これまでの刷新プロジェクトの成果物及び知見の活用を図る。



<2021年9月以降の進捗状況>

基盤： 2022年4月よりREST-IF追加の開発を開始。詳細設計を実施中。

業務： 入札可能性調査の結果を踏まえ、設計・開発業者との契約に向けて作業中。

2. ④分類・検索キー改正の最適化プロジェクト

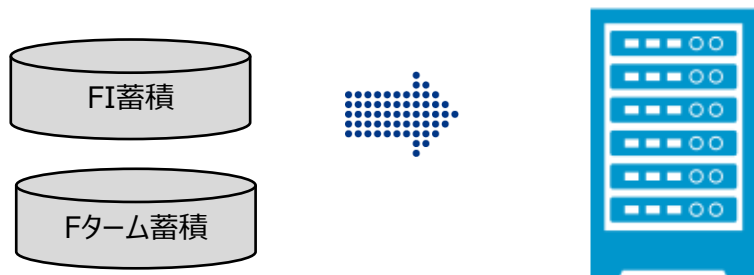
サービス開始

- 分類・検索キーに関連する業務全般（分類改正作業や検索キーのメンテナンス業務等を含む）に係る課題の克服や効率的な業務の実施のために、分類・検索キー改正に関するシステムの最適化を図った。
- F I・Fターム同時再分類への対応、Fタームの部分的メンテナンスへの対応、再公表特許廃止への対応等を実施した（下記参照）。

（１）F I・Fターム同時再分類への対応

FIの再分類とFタームの再解析とは、現状、別々のシステムで管理されているため、両者を同時に請負業者へ発注することができない。

そこで、FIとFタームの再分類管理システムを統合することにより、FI・Fターム同時再分類を可能とする。



（２）Fタームの部分的メンテナンスへの対応

現行システムはFタームの部分的メンテナンスに対応していないため、審査官による再解析（内製）に頼らざるを得ず、職員の業務負荷が発生する。

そこで、テーマ内の全文献ではなく、論理式により特定した文献群を請負業者に発注できるようシステム対応する。

（３）再公表特許廃止への対応

公報システムの刷新に伴い、法律に定めのない再公表特許が廃止されると、国際特許出願（PCT出願）の国内移行出願（DO出願）の公開イメージが欠落し、再分類が不可能になる。そこで、システム上は国際公開をDO出願の公開イメージとすることにより、再公表特許廃止後も再分類可能とする。

<2021年9月以降の進捗状況>

- （１）～（３）： 総合テストを実施し、システム開発を完了。
2022年1月よりサービス開始し、安定稼働中。

2. ⑤書面手続のデジタル化プロジェクト

開発段階

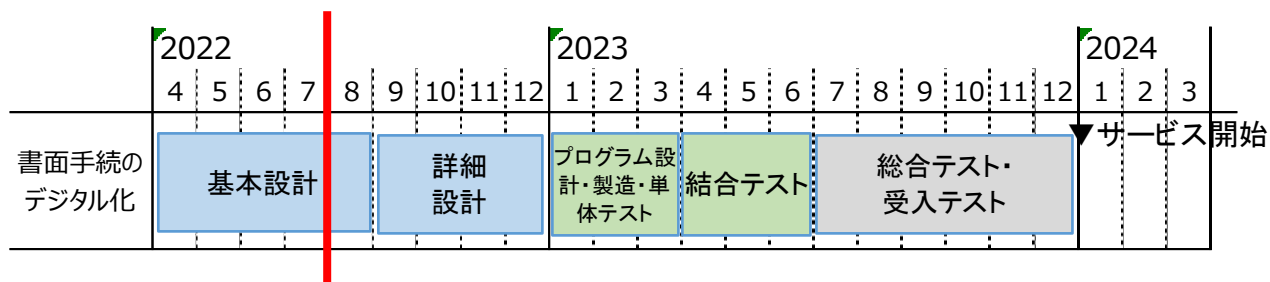
- 特許庁では、年間総申請件数約310万件のうち約290万件（約9割）は現在電子的に申請可能となっている。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行、急速に発展するデジタル社会への対応、及び、行政手続の更なる利便性向上を目的に、現在電子申請できない全ての手続（約1000種類・年間約20万）のデジタル化を決定した。

<特許庁における手続のデジタル化推進計画>

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/document/tetsuzuki_digitalize/keikaku.pdf

- システム対応方針は、以下のとおり。

- ① 手続手段としては、効率の観点から電子出願ソフトを改造して活用する。
- ② 件数規模の小さな手続群を、コストを抑えて全て電子化するため、複数種別の書類をバスケット的にデジタル化する。
- ③ 新たにデジタル化される書類については、可能な限り、デジタル化された書面のまま庁内業務を行うよう、原課とBPRを行う。一方で、バスケットで提出される書類（PDFを想定）は、現行システムでは機械処理（方式チェック等）できない等の制約が存在するため、一部、紙に打ち出して目視での庁内業務が残る可能性も想定される。



<2021年9月以降の進捗状況>

2021年度内にシステム化要件が確定し、2022年度から開発を開始した。

<今後のスケジュール（想定）>

2023年度中に開発を完了し、2024年3月までのサービス開始を目指す。

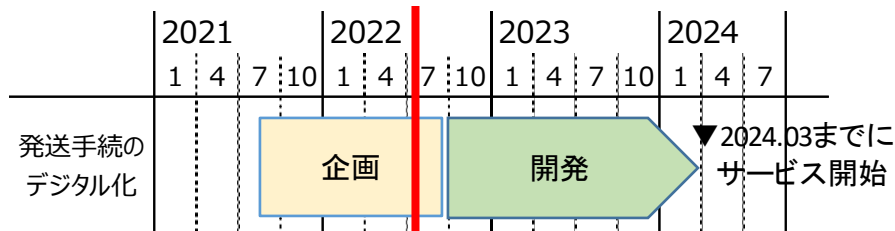
2. ⑥ 発送手続のデジタル化プロジェクト

企画段階

- 新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行、急速に発展するデジタル社会への対応、及び、行政手続の更なる利便性向上の観点から、申請手続と同様、発送手続についても電子発送を可能とすべく、検討を進めている。
- 年間の総発送件数約395万件（約1000種類）のうち、約280万件（約800種類）については書面のみによる発送となっているが、このうち年間件数が多く、かつユーザーニーズの高い以下の7手続（※）を優先的に検討し、書面手続のデジタル化プロジェクトと連携しつつ早期に開発を行う。

※電子発送できない約280万件のうち、以下の7手続で約230万件（約8割）を占める。

- ① 登録証
- ② 年金領収書
- ③ 自動納付通知
- ④ 商標更新申請登録通知書
- ⑤ 移転登録済通知
- ⑥ 識別番号通知書
- ⑦ 包括委任状番号通知



<2021年9月以降の進捗状況>
システム化要件を整理中。

<今後のスケジュール（想定）>

2022年度上半期までにシステム化要件を確定させ、2022年度下半期～2023年度に設計・開発を行い、2024年3月までのサービス開始を目指す。

ありがとうございました

